

平成 19 年 6 月 4 日

各 位

パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役社長 須藤 民彦
(コード番号 6773 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員経理部長 岡安 秀喜
電 話 (03) 3494-1111

公開買付届出書の訂正届出書の提出及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

当社は、東北パイオニア株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を対象とする公開買付けに関して、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項の規定による訂正届出書を平成 19 年 6 月 4 日付で関東財務局長に提出し、受理されました。これに伴い、平成 19 年 5 月 15 日付の公開買付開始公告の内容を訂正します。訂正届出書及び公開買付開始公告の訂正の内容は下記の通りです。

なお、この訂正は、当社の特別関係者の株券等の所有状況等に関する記載事項の一部に訂正すべき事項があったため、これを訂正したものであり、買付条件等に変更はございません。

記

1. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

東北パイオニア株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 平成 16 年 6 月 25 日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）

(3) 買付け等の期間

平成 19 年 5 月 15 日（火曜日）から平成 19 年 6 月 19 日（火曜日）まで(26 営業日)

(4) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき 金 2,210 円

② 新株予約権 1 個につき 金 1 円

2. 訂正届出書の内容

平成 19 年 5 月 15 日付で提出した公開買付届出書のうち法第 27 条の 2 第 7 項に定める特別関係者の株券等の所有状況等に関する記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、訂正届出書を提出しました。

3. 公開買付開始公告の訂正の内容

平成19年5月15日付の公開買付開始公告のうち「2. 公開買付けの内容 (7) 公告を行う日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計」の内容を以下の通り訂正します。訂正箇所は、下線を付した部分です。

(訂正前)

公開買付者 67.00% 特別関係者 0.41% 合計 67.40%

(注)上記「公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合」は各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る所有割合の合計を記載しております。

(訂正後)

公開買付者 66.99% 特別関係者 0.40% 合計 67.39%

(注)上記「公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合」は各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る所有割合の合計を記載しております。

以 上

このプレスリリースは、当社による東北パイオニア株式会社に対する公開買付けにかかる公開買付届出書の訂正届出書の提出及び公開買付開始公告の訂正を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとしします。